

## 美 唄 市 議 会 の 沿 革

美唄市は明治23年9月、沼貝村を設け、市来知他3か村戸長役場の管轄に属し、明治28年5月、市来知戸長役場より分離し沼貝村戸長役場が設置されました。

戸長は官選制がとられ初代戸長には福士武美が任命されました。

同年9月沼貝村第1回の総代人選挙が執行され、2名の総代人が定められ任期は2か年とし、その権能は村治に対する評議会の開催でした。

これが本市における議会のはじまりです。

明治39年4月に2級町村制が施行されたことにより、総代人は自然退職となりましたが、この間に総代人の選挙は5回行われました。

議事機関として法の定めるところにより、村会議員12名が選挙され、議員の任期は2年で合法的に統制ある機構を整えるにいたりしました。



沼貝村第1回村会議員当選者（明治39年）

2級町村制実施わずかに3か年後の明治42年4月に1級町村制が施行され、同年5月31日に2級議員10名、6月1日に1級議員10名の選挙が行われ任期は3年となりました。

大正14年6月11日町制施行に伴い、沼貝町と定め、翌年6月1日町名は美唄町と改称されました。当時の人口は32,240人で議員定数は24名でしたが、昭和5年の改選より議員定数は30名となりました。このときの議員の任期は4年でしたが、17年に選出された議員は終戦後の混乱期であったことから、任期が1年延長されました。



市制祝賀パレード（昭和25年）

市制及び町村制は、明治21年に制定されて以来8回の改正を数え、昭和21年11月27日の町会において初代議長に小林篤一、副議長に桜井省吾氏が就任いたしました。

以来、町勢は躍進の一途をたどり、昭和25年に市制が施行されました。市制施行当時の人口は87,095人で議員定数は30人でしたが、昭和26年の改選から議員定数は36人となりました。

その後4年毎に一般選挙が行われてきましたが、昭和38年からの相次ぐ炭坑閉山と合理化の影響で人口の減少がつづき、昭和43年3月には「美唄市議会議員の定数を減少する条例」が制定され、昭和46年の一般選挙から定数を30名としましたが、昭和45年の国勢調査の結果、人口が5万人未満(47,369人)となったことで議員法定数が30名となりました。

昭和57年4月1日現在で人口は37,659人となり、同年6月の議員定数減少条例の議決により、昭和58年の一般選挙から議員定数は28名に、平成元年12月の議員定数減少条例議決により、平成3年の一般選挙から議員定数は26名となり、さらに平成10年3月の同条例一部改正により、平成11年の一般選挙から議員定数が24名となりました。

地方分権一括法の施行により地方自治法が改正されたことに伴い、平成14年3月「議会改革調査特別委員会」を設置し、議会の活性化や議員定数などについて調査を行った結果、平成14年12月「美唄市議会議員定数条例」の制定により、平成15年の一般選挙から議員定数が22名となりました。

また、平成15年3月には、委員会条例の一部改正が行われ、常任委員会は、「総務」「民生」「経済建設」の3常任委員会となりました。

平成15年12月には市町村合併が進められ美唄市は自立を選択、平成16年3月「美唄市議会議員定数条例」の改正により、平成19年の一般選挙から議員定数が16名となりました。

また、平成19年3月には、委員会条例の一部改正が行われ、常任委員会は、平成19年5月から「総務・文教」「産業・厚生」の2常任委員会となりました。

議会報告会における市民意見や市の財政再建計画の中で更なる行財政改革を推進するため、議会自ら率先して議員定数の削減を行なうことが市民の付託に応えることであるとのことから、平成22年6月「美唄市議会議員定数条例」の改正により、平成23年の一般選挙から議員定数が14名となりました。



**都市宣言**

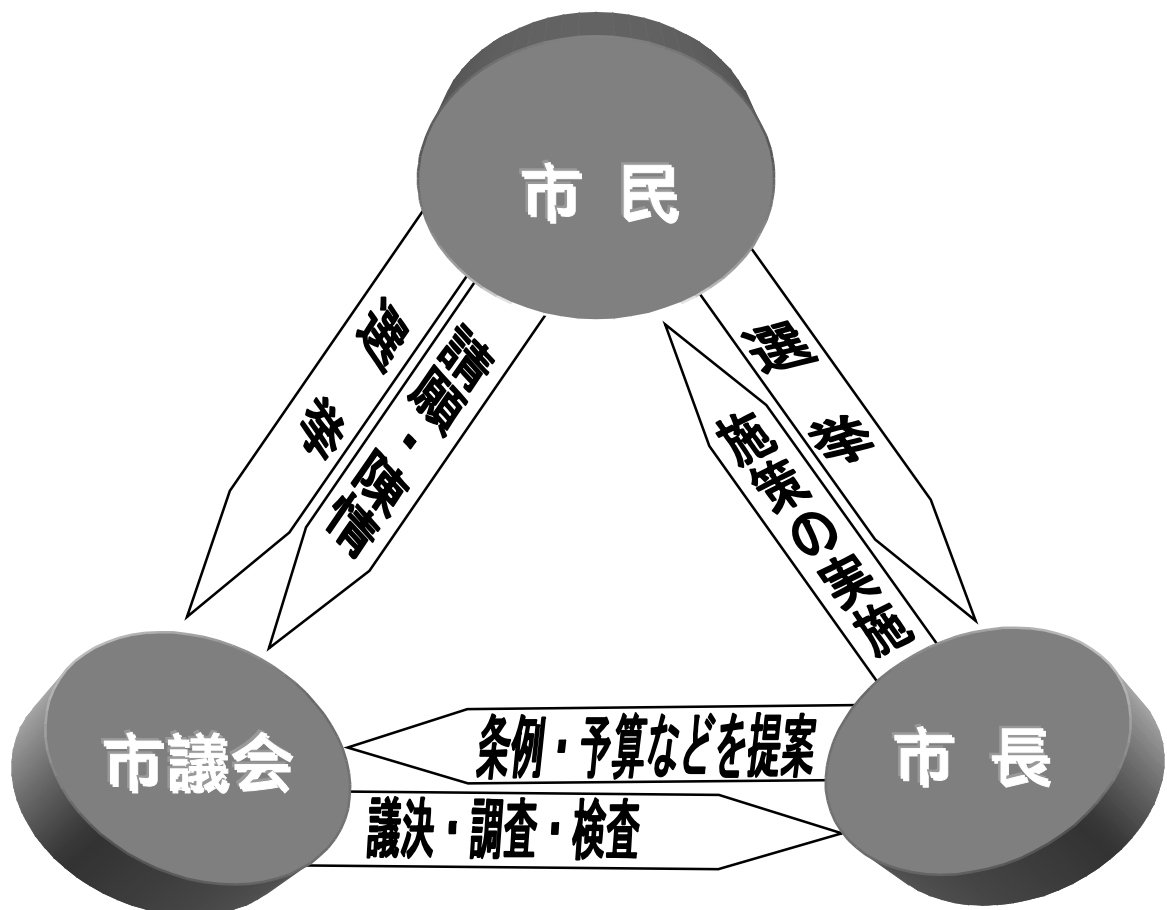
- 昭和30年 美唄平和都市宣言 (30. 12. 26)
- 昭和37年 交通安全都市宣言 (37. 3. 28)
- 昭和41年 暴力追放都市宣言 (41. 2. 19)
- 昭和60年 核兵器廃絶平和都市宣言 (60. 9. 27)
- 昭和62年 防犯都市宣言 (62. 9. 30)
- 平成2年 青少年健全育成都市宣言 (2. 3. 28)

## 市議会と市長

市役所は福祉や教育、上下水道など市民生活に密着した仕事をしています。このため、市民の意見が市政に反映されなければなりません。しかし、市民すべてが集まり、市政を運営することは困難ですので、市民の代表である市議会や市長が中心となって市政を運営しています。

市議会は市政の方針を決定したり、市政が適正に行われているかをチェックします。市長は市議会の決定に沿って施策を実施します。

市議会と市長は独立・対等な立場にあり、お互いに協力し合って、より良い市政の実現を目指しています。



# 市議会の仕事

市議会は市民の代表として十分な活動ができるように、議決権、調査権、監査請求権など多くの権限をもっています。

これらの権限に基づいて、市議会は次のような仕事をしています。

## 【議決】

市議会の最も基本的な仕事で、条例や予算、大きな契約の締結など重要な問題について決定します。

## 【選挙】

議長、副議長や選挙管理委員などを選挙します。

## 【同意】

副市長や監査委員などを市長が選任する場合に議会の同意が必要です。

## 【検査、監査の請求】

市の事務等について検査したり、監査委員に対して監査するよう求めることができます。

## 【調査】

市の事務について調査することができ、必要な場合は関係者の出頭、証言、記録の提出を請求します。

## 【意見書の提出】

市の公益にかかわることがらについて、国会や衆参両院、国などの関係行政機関に意見書を提出します。

## 【請願・陳情の受理】

市民から提出された請願・陳情を受理・審査し、必要と認めるものは市長などに送付してその実現を図ります。

# 市議会の構成

## 【議員】

美唄市議会には定数14人の議員で構成されています。議員の任期は4年で、現議員の任期は平成23年5月1日から平成27年4月30日までです。

## 【議長・副議長】

市議会には議員の中から選挙で選ばれた議長と副議長がおかれています。議長は市議会を代表し、会議を主宰します。副議長は議長が出席できないとき、議長のかわりを務めます。

議長 内馬場 克 康  
副議長 小 関 勝 教

## 【会派】

美唄市議会には、議会の中において同じ政策を持つ議員によって結成された4つの会派があります。

会 派 名	人数	代 表 者	会派控室 (内線番号)
み ず ほ 議 員 会	5	五 十 嵐 聡	2 8 5 0
公 正 ク ラ ブ	4	土 井 敏 興	2 8 5 1
日 本 共 産 党 議 員 団	2	吉 岡 文 子	2 8 5 4
市 民 連 合 議 員 会	2	森 川 明	2 8 5 2
無 会 派	1	本 郷 幸 治	2 8 5 6

市役所代表 6 2 - 3 1 3 1  
事務局直通 6 3 - 0 1 4 1

## 市議会の会議と運営

市議会には、年4回定期的に開く定例会（通常3月、6月、9月、12月）と、必要がある場合に開く臨時会があり、その招集は市長が行います。いずれの場合も会期を定め、その期間中に本会議や委員会を開いて議案や請願・陳情の審査などを行います。

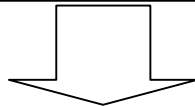
市議会は、会期中に活動するのが原則ですが、会期中に結論が出なかった案件については、閉会中であっても委員会を開き、継続して審査することができます。

通常、議案は次のような手順で処理されます。

### 本会議

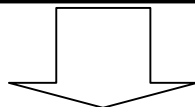
#### 《開会》

- 議案上程 開会日に議案が上程されます
- 提案理由説明 議案の提出者がその趣旨を説明します
- 質疑 議員が議案について質疑し、提案者が答弁します
- 委員会付託 議案を詳細に審査するため委員会に付託します
- 一般質問 議員が議案とは関係なく市政一般について質問し、市長などが答弁します



### 委員会

- 説明・質疑・採決 付託された議案について審査し、委員会としての可否を決めます



### 本会議

- 委員長報告 委員会での審査結果などについて報告します
- 討論 議員が賛成・反対の意見を述べます
- 採決 議案の可否を決定します

#### 《閉会》

# 本会議と委員会

## 【本会議】

議員全員で構成する会議で、ここで議会の意思が決定されます。本会議は、半数以上の議員の出席がなければ会議を開くことはできません。

## 【委員会】

市の仕事は、非常に幅広く複雑です。そのため、本会議で議員の中から選任された委員で構成する委員会を設け、議案などを専門的、能率的に審査します。

### 1 常任委員会

常設の委員会で、担当する事務の調査や議案、請願・陳情の審査を行います。美唄市議会には、2つの常任委員会があり、議員はいずれか1つの委員会に所属することになっています。

名 称〔定数〕	所管事務（部）
総務・文教委員会 〔7〕	総務部、会計課、消防本部、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員
産業・厚生委員会 〔7〕	市民部、保健福祉部、市立美唄病院、商工交流部、農政部、農業委員会、都市整備部

### 2 議会運営委員会

議会運営を円滑に行うため、議会運営上必要な事項に関して各会派の代表によって、取り決めを行います。

### 3 特別委員会

特定の問題について審査・調査するために、市議会が必要と認められたときに設置します。予算や決算を審査するときも特別委員会が設置されます。

## 会議の傍聴

本会議や特別委員会は誰でも傍聴することができます。本会議の傍聴席は4階に、委員会室は3階にありますので、傍聴しようとする方は、傍聴人受付簿に住所・氏名を記入し入場してください。

また、本会議と特別委員会の模様は、1階ロビーのテレビに中継放送されていますので、ご自由にご覧ください。



## 市議会への請願・陳情

市民は、市政についての要望があるときは、誰でも市議会に対し請願・陳情をすることができます。紹介議員のあるものを請願、ないものを陳情と呼び、その取り扱いは美唄市議会の場合には全く同じです。

請願・陳情は委員会で内容を審査し、本会議で採択・不採択の結論を出します。採択することに決定した場合には、市議会はこれを市長などに送り、その実現を図ります。議会の議決結果については、採否にかかわらず提出者に通知します。

< 請願・陳情の書式例 >	
	年 月 日
美唄市議会議長	
様	
(件名) .....	に関する請願(陳情)
提出者	
個人の場合	
住所	
氏名	印
電話	
団体の場合	
所在地	
団体の名称	
代表者(役職名、氏名)	印
電話	
紹介議員(陳情の場合は不要)	
要旨	.....
理由	.....
	.....
	.....